

茨木市自治会物置設置事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、自治会が自治会活動の用に供する物置を設置する事業に対し、市が補助金を交付することにより自治会の活動を増進し、もって地域活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市内の一定の区域において、住民相互の親睦と良好な地域社会の維持及び形成のために共同活動を行う団体として、市長に届け出た団体をいう。
- (2) 物置 自治会又は自治会の会員で構成する管理組合等（以下「自治会等」という。）が所有する備品、防災用具その他の物品を収納するもののうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法令に適合するものをいう。

(補助対象)

第3 補助の対象となる事業は、自治会等が市内に物置を設置する事業で50,000円以上の経費を要するものとする。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、設置する物置の購入、運搬、組立て及び据付けに要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 敷地の確保に要する経費
- (2) 土地の造成及び整地に要する経費
- (3) 塀、フェンス等外構の整備に要する経費
- (4) 既存の物置の処分に要する経費

(補助金額等)

第5 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該額が100,000円を超えるときは、100,000円を補助金の額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助の制限)

第6 この要綱による補助金の交付を受けた自治会等は、次の各号に掲げる補助金を当該各号に掲げる期間受けることができない。

- (1) この要綱による補助金 この要綱による補助金の交付決定を受けた日からその

日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までの間

(2) 茨木市自治会集会施設等整備事業補助要綱（平成20年7月1日実施）による補助金 この要綱による補助金の交付決定を受けた日からその日の属する年度の翌年度の末日までの間

2 茨木市自治会集会施設等整備事業補助要綱による補助金の交付を受けた自治会等は、同要綱による補助金の交付決定を受けた日からその日の属する年度の末日までの間、この要綱による補助金の交付を受けることができない。

（補助金の交付申請）

第7 補助金の交付を受けようとするものは、物置を設置しようとする土地の所有者に設置の承諾を得た上で茨木市自治会物置設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業に要する経費の領収書の写し

(2) 物置の設置場所の図面

(3) 物置の設置場所の状況が分かる写真

(4) 自治会等が物置の設置場所の土地を使用する権利を有していることが分かる次に掲げる書類のうちのいずれか1つ

ア 物置の設置場所の土地の登記事項証明書

イ 物置の設置場所の土地の使用に関する契約書の写し

ウ 物置の設置場所の土地所有者との当該土地の使用に関する念書の写し

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（補助金の交付決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市自治会物置設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、補助金を交付しないことと決定したときは、申請者に対し茨木市自治会物置設置事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第9 第8の補助金交付決定を受けたものは、茨木市自治会物置設置事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その

職員に補助対象の施設に立ち入り、管理の状況等について、調査又は指導を行わせることができる。

(補助の取消し等)

第12 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに、当該補助事業が終了した日からその日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までの間に、当該物置の全部又は一部を売却し、譲渡し、貸与し、又は廃止したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第13 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第2号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

茨木市自治会物置設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった茨木市自治会物置設置事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

茨木市自治会物置設置事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市自治会物置設置事業補助金は、
次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第4号（第9関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊞

茨木市自治会物置設置事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定のあった茨木市自治会物置設置事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助金額 円

2 振込先

銀行・信金・信組・農協		支店
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

備考 自治会名義の口座を記入してください。